

地域を支える相談役

民生委員に なりませんか？

地域の
笑顔
と一緒に！

あなたのやさしさが 地域の安心につながります

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱を受ける福祉のボランティアです。
行政とのパイプ役として、心配ごとや困りごとを解決するお手伝いをしています。

仕事内容など

No.	区分	説明
1	身分	地方公務員（非常勤特別職） 民生委員は、児童委員を兼任
2	報酬	無報酬ですが、活動に必要な活動費が定額で支給されます。 （活動費の目安は年間100,000円程度となります）
3	任期	3年間 現在の任期は、委嘱日 ～ 令和10年11月30日
4	定数	101名
5	主な活動	お住いの地域の「一人暮らしの高齢者の話し相手」や「子育て中の家庭の相談相手」として 地域住民の悩みごとや心配ごとの相談に応じて市役所等の支援に繋いでいただきます。
6	定期的な活動	・民生委員児童委員協議会： 総会1回、全体会1回、地区会議7回 ・地区社会福祉協議会： 高齢者見守り訪問12回、部会、地域行事への協力 等 ・地区会議等を通して研修や情報共有を定期的に行っており、サポート体制が整っています。
7	候補者	・地域にお住まいの期間が2年以上 ・令和8年12月1日時点において78歳未満の方 ・常勤でお勤めの場合、雇用者の同意が得られる方 等
8	応募方法	必要書類を市に提出いただきます。まずは、お問い合わせ窓口にご連絡ください。



民生委員についてはこちら



地区社会福祉協議会についてはこちら



ご相談・ご質問はこちら



お電話でのお問い合わせは、

袖ヶ浦市役所 地域福祉課 民生委員担当 (0438-62-3157) まで

